

四、救護會の手配第一番は、救護會の設立に當り、救護會の組織、救護會の業務、救護會の經費、救護會の職員、救護會の設備、救護會の施設、救護會のその他、一切の事項を決定せしむべきである。

二十日、四等スル旨を答へたる。救護會の組織、救護會の業務、救護會の經費、救護會の職員、救護會の設備、救護會の施設、救護會のその他、一切の事項を決定せしむべきである。

大正十三年十一月十一日

財團法人協働會大阪支所

大正十三年十一月十一日

財團法人協働會大阪支所

- 五、連結手ニ兩具支給セラレル様御願致シマス
 - 六、會社直營ノ病院ヲ設立セラレル様御願致シマス
 - 七、浴場ノ設備ヲ御願致シマス（但主要驛）
 - 八、「ストーブ」ノ設備又ハ炭ヲ多ク支給セララル、様御願致シマス
 - 九、技術者ノ最低賃金ヲ金貳圓也ニ確立セラレル様御願致シマス
 - 一〇、會社ノ爲メニ不具トナリタル者ニ對シテハ救濟方法ヲ御願致シマス
 - 一一、定期昇給ノ月日確定ヲ御願致シマス
 - 一二、技術者ノ試験制度ノ制定ヲ御願致シマス
 - 一三、電氣工事、保線工事ニ作業服、帽子、外套ヲ支給セラレル様御願致シマス
 - 一四、保線帳場ニ工事詰所ヲ建設セラレル様御願致シマス
- 右決議ニ依リ款願及候也
大正十三年十一月十一日